⑲　名称　サツキ・ワン・ピーティーイー・リミテッド
　　住所　シンガポール共和国、117438、10パサール・パンジャン・ロード、＃13―01、メイプルツリービジネスシティ
⑳　名称　ジーティーオーエフ・ホールディングス・ティーケー・プライベート・リミテッド
　　住所　シンガポール、068898、ロビンソンロード80、＃02―00
㉑　名称　ジャパン・セルフ・ストーレッジ・ツー・エイチケー・リミテッド
　　住所　中華人民共和国香港特別行政区セントラル、コンノートロード50、スイート301―302
㉒　名称　ＬＡＶジャパン特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
㉓　名称　Ｓａｔｓｕｋｉ特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内
㉔　2017年９月26日付Ｔｏｋｕｍｅｉ　Ｋｕｍｉａｉ　Ａｇｒｅｅｍｅｎｔ（その後の変更を含む）に基づく匿名組合の営業者である
　　名称　合同会社Ｓａｔｓｕｋｉ３
　　住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内
㉕　名称　片山　　晃
　　住所　東京都千代田区紀尾井町１―５　1404
㉖　名称　田中　成奉
　　住所　東京都新宿区愛住町11―１
㉗　名称　韓　　裕
　　住所　東京都港区元麻布一丁目３番　１―2603号

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成29年11月１日から平成31年10月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成29年10月31日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者
⑴　名称　プライムサン・アセッツ・リミテッド
　　変更後の所在地　英領バージン諸島、トルトラ、ロード・タウン、ウィッカムズケイⅡ、ヴィストラ・コーポレート・サービスセンター　ＶＧ1110
２　名称・所在地の変更のあった者
⑴　変更前の名称　みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション
　　変更後の名称　みずほキャピタル・マーケッツ・エルエルシー
　　変更後の住所地　アメリカ合衆国　1002　ニューヨーク州、ニューヨーク市、パークアベニュー　320、12階

工 場 財 団

東京都港区西麻布四丁目５番10―2104号**阪田裕尚**の工場財団に千葉県八街市滝台字太郎坊1184番地１八街発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年10月31日

千葉地方法務局佐倉支局

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ＦＩＰパートナーズ
２．本店所在地　東京都中央区日本橋箱崎町16―１
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2631号
４．登録年月日　平成24年３月21日
５．登録の取消年月日　平成29年10月20日

平成29年10月31日

関東財務局長　浅野　僚也

証 票 無 効

所得．復興特別所得．消費．印紙．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

平成28年４月４日交付　第平27―000000044号
高知税務署　財務事務官　溝渕　裕矢　名義分
平成29年９月11日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成29年10月31日

国　税　庁

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

東北地方整備局長　津田　修一

１　処分をした年月日　平成29年10月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小野工業所　小野　晃良　福島県福島市町庭坂字堀ノ内３－１　国土交通大臣許可（特―28）第26577号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年９月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

東北地方整備局長　津田　修一

１　処分をした年月日　平成29年10月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名星ディストラクト株式会社　神田　敏夫　宮城県仙台市青葉区北根２－５―12　国土交通大臣許可（特―24）第15549号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年９月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３０１４５号
愛媛県松山市南堀端町１番地
申立人　株式会社伊予銀行
本籍岡山県岡山市北区学南町２丁目９番、最後の住所岡山市北区学南町２丁目９番30号、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成28年８月５日、出生の場所千葉県館山市、出生年月日昭和28年３月23日、職業会社役員
被相続人　亡　篠崎　洋二
事務所岡山市北区南方２丁目８番25号大三ビル４階
相続財産管理人　弁護士　岩﨑　香子
岡山家庭裁判所

平成２９年（家）第３０３９５号
広島市南区宇品御幸３丁目４番22号
申立人　木戸　榮子
本籍広島市南区宇品海岸２丁目18番、最後の住所広島市南区翠５丁目16番28―402号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成14年４月６日、出生の場所広島市、出生年月日昭和23年４月19日、職業不明
被相続人　亡　藤原　忠道
主たる事務所広島市中区富士見町13番18―201号
相続財産管理人　司法書士法人小野司法事務所
広島家庭裁判所

平成２９年（家）第１２８号
徳島県美馬市脇町大字脇町1303番地３
申立人　社会福祉法人美馬市社会福祉協議会
本籍徳島県美馬市美馬町字荒神34番地、最後の住所徳島県美馬市美馬町字荒神34番地、死亡の場所徳島県美馬市、死亡年月日平成29年８月28日、出生の場所徳島県美馬郡美馬町、出生年月日昭和15年１月２日、職業無職
被相続人　亡　尾形　幸子
徳島県美馬市脇町大字脇町337―８　田辺ビル２階
相続財産管理人　弁護士　梶野　正寛
徳島家庭裁判所美馬支部